

令和5・6年度
建設工事に係る競争入札参加資格審査等
について

令和4年10月
福井県土木部土木管理課

目 次

1 令和5・6年度資格審査について

2 特別項目点数の改正事項

- ①監理技術者補佐の追加
- ②DX推進の取組み
- ③入職促進・担い手確保の取組み(新規学卒者雇用)
- ④次世代育成のための雇用環境整備の取組み
- ⑤緊急時災害対応等の取組み

3 経営事項審査の再審査について

1 令和5・6年度資格審査について

1 令和5・6年度資格審査について

1 申請期間

令和4年11月1日(火)～令和4年12月31日(土)

※申請期間内の消印があるものに限り有効

2 経営事項審査の審査基準日

令和3年10月1日(金)～令和4年9月30日(金)

※上記期間に終了する事業年度に係る経営事項審査を受審していること

1 令和5・6年度資格審査について

3 申請方法

- ①電子申請《ふくeネット電子申請》での申請
- ②次に掲げる書類の送付（持参または郵送）
 - ・①の電子申請で入力した様式を印刷したもの
 - ・電子申請で入力する様式以外の様式
 - ・滞納がない旨の証明書、登記事項証明書
 - ・その他の添付書類

※注意事項

- ・①および②の両方の手続を申請期間内に完了すること
- ・②について、郵送の場合は申請期間内の消印有効として取り扱う

1 令和5・6年度資格審査について

4 提出先

区分	主たる営業所	提出先
県内 業者	福井市、永平寺町	福井土木事務所 総務課
	あわら市、坂井市	三国土木事務所 総務課
	大野市、勝山市	奥越土木事務所 総務課
	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町	丹南土木事務所 総務課
	敦賀市、美浜町、若狭町(旧三方町)	敦賀土木事務所 総務課
	小浜市、高浜町、おおい町、若狭町(旧上中町)	小浜土木事務所 総務課
県外 業者	県外(県内に営業所があるものを除く)	土木管理課 建設産業・人材 支援室

1 令和5・6年度資格審査について

5 メールアドレスについて

- ・資格審査で登録するメールアドレスを用いて、土木管理課からの情報提供やイベント等の広報のため、メールマガジンを活用しています。
- ・登録したメールアドレスによっては、メールマガジンが活用できない場合がありますので、メールマガジンを希望する際には、自社のPCのメールアドレスを登録していただきますようお願いいたします。
※携帯のメールアドレスはメールマガジンで使用できません。
※行政書士事務所のメールアドレスを登録する場合は、登録した行政書士事務所にメールマガジンが送付されます。

1 令和5・6年度資格審査について

6 福井県建設産業就業実態調査(仮称)について

<概要>

担い手確保事業および建設産業外国人労働者受入環境整備事業の一環として、県内の若手職員や外国人労働者の雇用状況を把握するため、「福井県建設産業就業実態調査(仮称)」を実施します。

<実施方法>

土木管理課内HP(令和5・6年度建設工事に係る競争入札参加資格審査)の回答フォームから回答し、受信確認画面を印刷したものをその他の資格審査提出資料と併せて提出してください。

※県内の就業実態を把握する目的のみに使用することから、資格審査の審査結果には全く影響しません。

2 特別項目点数の改正事項

2 特別項目点数の改正事項

- ①監理技術者補佐の追加
- ②DX推進の取組み
- ③入職促進・担い手確保の取組み(新規学卒者雇用)
- ④次世代育成のための雇用環境整備の取組み
- ⑤緊急時災害対応等の取組み

2 特別項目点数の改正事項

① 監理技術者補佐の追加

- 令和3年4月より、経営事項審査の技術職員数に係る加点について、改正建設業法において新設された監理技術者補佐が加点項目に追加されたことに伴い、県の特別項目点数においても加点評価を行います。

<評価項目> 技術力(5)施工能力

$$\frac{1\text{級技術職員(講習受講者)数} \times 6 + 1\text{級技術職員数} \times 5 + \text{基幹技能者数} \times 3 + 2\text{級技術職員数} \times 2}{500}$$



$$\frac{1\text{級技術職員(講習受講者)数} \times 6 + 1\text{級技術職員数} \times 5 + \text{監理技術者補佐数} \times 4 + \text{基幹技能者数} \times 3 + 2\text{級技術者数} \times 2}{500}$$

※各係数は経営事項審査で設定されているものを準用

主任技術者相当の者より上位であり、監理技術者相当の者より下位であるため、4点として評価

2 特別項目点数の改正事項

②DX推進への取組み

○県内建設業のDX推進を目的とし、以下の加点を行います。

<評価項目>

項目	内容	加点割合
経営力 (7)経営基盤強化	「ふくいDX推進宣言企業」に登録している者	1／100

<提出書類>

申請期間末日(令和4年12月31日)までに、ふくいDX推進宣言企業への登録が確認できる書類(登録通知書様式第4号の写し)

(参考)ふくいDX推進宣言企業の登録について

<登録方法等>詳細は下記HPを参照

<https://www.fisc.jp/it/dxsengen/>

<申請先および問い合わせ先> (公財)ふくい産業支援センター 0776 - 67 - 7416

2 特別項目点数の改正事項

③新規学卒者雇用への取組み

○若者の建設産業への入職促進、担い手確保を目的とし、以下の加点を行います。

＜評価項目＞

【旧】

項目	内容	加点割合
社会性 (14)建設業従事者雇用	審査基準日において自社で6か月以上引き続き雇用する建設業従事者※ ¹ の人数について、共通項目点数に別表9に掲げる割合を乗じて得た数を加点する。	5人につき 0.5／100

【新】

項目	内容	加点割合
社会性 (14)建設業従事者雇用	ア 審査基準日において自社で6か月以上引き続き雇用する建設業従事者※ ¹ の人数について、共通項目点数に別表9に掲げる割合を乗じて得た数を加点する。	5人につき 0.5／100
	<u>イ アに規定する建設業従事者のうち、学校教育法に定める学校または専修学校の新規学卒者※²を、令和2年4月2日から令和4年4月1日までの間に採用している者</u>	<u>1／100</u>

※1 経営事項審査の技術職員名簿に記載されている者を除く

※2 卒業してから翌年の3月31日までの者

2 特別項目点数の改正事項

<提出書類>

- ・該当する者の卒業証書または卒業証明書の写し
- ・該当する者を対象期間(令和2年4月2日～令和4年4月1日)内に採用し、引き続き雇用していることが分かる書面の写し
例)・健康保険証の写し(会社名の表示がない場合には、賃金台帳、出勤簿等会社との雇用関係が分かる書類の写しを併せて提出)
- ・雇用契約書等

2 特別項目点数の改正事項

(例1)

R1.10.1
卒業

R2.4.2
採用

翌年3月31日までに採用して
いないため、加点対象外

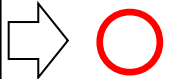


(例2)

R2.3.10
卒業

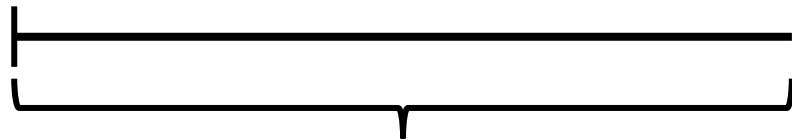
R3.3.31
採用

翌年3月31日までに採用して
おり、採用日が対象期間内のた
め加点対象



(例3)

R4.4.2



R4.4.2以降採用

R4.4.2以降の採用者は審査基
準日において6か月以上引き続
き雇用していないため対象外
(次回加算対象)



※従業員数が4人未満でも対象となる新規学卒者を雇用していれば加点可能です※

2 特別項目点数の改正事項

④次世代育成のための雇用環境整備への取組み

○仕事と家庭が両立しやすい職場環境づくりの推進を目的とし、加点項目の変更と既存項目の拡充を行います。

<評価項目①>

【変更前】

項目	内容	加点割合
社会性 (16)次世代育成雇用環境整備	子育てモデル企業の認定	1／100

※制度廃止のため項目から削除

【変更後】

項目	内容	加点割合
社会性 (16)次世代育成雇用環境整備	ふく育応援団「従業員応援企業」に登録	1／100

2 特別項目点数の改正事項

<提出書類>

評価項目①

申請期間末日(令和4年12月31日)までに、ふく育応援団「従業員応援企業」への登録が確認できる書類

・ふく育ポータルサイトの企業掲載ページの写し等

(参考)ふく育応援団「従業員応援企業」登録方法

<申請方法等> 詳細は下記HPを参照

<https://www.fuku-iku.jp/news/jugyoinouen.html>

<申請先および問い合わせ先> ふく育事務局(福井新聞社営業企画局内) 0776 - 57 - 5152

2 特別項目点数の改正事項

④次世代育成のための雇用環境整備への取組み

<評価項目②>

【旧】

項目	内容	加点割合
社会性 (16)次世代育成雇用環境整備	育児休業を6か月以上取得した 技術職員 を雇用している者	1／100

【新】

項目	内容	加点割合
社会性 (16)次世代育成雇用環境整備	<u>ア 育児休業を1か月以上6か月未満取得した従事者を雇用している者</u>	<u>0.5／100</u>
	イ 育児休業を6か月以上取得した 従事 者を雇用している者	1／100

※前回からの変更点

- ・育児休業取得期間1か月以上から加点可能
- ・加点対象者を技術職員から従事者に拡大
(技術者に限定せず技能者や事務職員も加点対象とする。)

2 特別項目点数の改正事項

<提出書類>

評価項目②
ア 健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書 イ 育児休業給付金支給決定通知書 ウ 社会保険が適用除外の個人事業主においては事業主の証明書等 (ア～ウのいずれか一つ)

2 特別項目点数の改正事項

⑤緊急時災害対応等への対応

○緊急時災害対応等で特に加点評価することが適当である者として、以下の加点評価を行います。

<評価項目>

項目	内容	加点割合
社会性 (17)緊急災害時等における 貢献度	ア 令和3年1月大雪で県除雪に従事した者	1／100
	イ 令和3年1月大雪で広域除雪に従事した者	2／100

※ア、イの重複不可

項目	内容	加点割合
社会性 (17)緊急災害時等における 貢献度	ア 令和4年8月大雨で県応急復旧工事に従事した者	1／100
	イ 令和4年8月大雨で管内を越えて県応急復旧工事に従事した者	2／100

※ア、イの重複不可

2 特別項目点数の改正事項

＜提出書類＞

【令和3年1月大雪関係】

ア 令和3年1月大雪で県除雪に従事した者

提出書類	令和2年度県除雪作業に係る契約書の写し
------	---------------------

イ 令和3年1月大雪で広域除雪に従事した者

提出書類	令和3年1月大雪に伴う土木部長表彰状の写し
------	-----------------------

【令和4年8月大雨関係】

アおよびイ 令和4年8月大雨で県応急復旧工事に従事した者

提出書類	令和4年8月大雨に係る緊急覚書の写し
------	--------------------

3 経営事項審査の再審査について

3 経営事項審査の再審査の取扱いについて

<概要>

経営事項審査に係る審査基準の改正に伴い、再審査を実施（令和4年8月15日から令和4年12月31日）

（改正内容）

監理技術者講習の有効期間の取扱いを変更

<資格審査における取扱い>

旧経審による総合評定値または新経審による総合評定値のいずれでもよいこととします。

ただし、旧経審および新経審のいずれの総合評定値も有する場合は、新経審による総合評定値によることとします。